

# 土砂災害防止法に基づく取り組み検討会規約（案）

## （名称）

### 第1条

本検討会は、「土砂災害防止法に基づく取り組み検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

## （目的）

第2条 検討会は、区域指定等の進捗状況を踏まえつつ、平成23年度に実施した土砂災害防止法に関する政策レビューにおける提案等を受けた今後の取り組みや自治体への支援について、専門的な学識経験等に基づき検討することを目的とする。

## （委員の委嘱）

第3条 委員は、学識経験等のある者のうちから、国土交通省水管理・国土保全局長が委嘱する。

## （検討会の組織構成）

第4条 検討会には委員長を置く。

- 2 委員長は、検討会の会務を処理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## （検討会の開催）

第5条 検討会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

## （検討会の公開）

第6条 検討会は公開を原則とする。

- 2 検討会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。
- 3 議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公開するものとする。

## （事務局）

第7条 事務局は、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

## （その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。